

2. 安定した雇用・生活の実現と安心・納得して働くことのできる環境整備

安心・納得して自らの働き方を選択できる環境整備

(1) 若者を中心とした安定雇用の実現

- ◎「フリーター等正規雇用化プラン(仮称)」の推進(再掲) など

(2) 正社員以外の方々の待遇の改善

- ◎日雇派遣の適正化等に向けた派遣元・派遣先に対する重点的な指導監督を内容とする「緊急違法派遣一掃プラン」の着実な実施。
- ◎派遣労働者の雇用の安定の在り方など制度の根幹に関わる問題を早期に検討。
- ◎有期契約労働者の雇用管理改善のためのガイドラインの策定と正社員転換に積極的に取り組む中小企業事業主の支援。
- ◎改正パートタイム労働法に基づく正社員との均衡待遇の確保と正社員転換の推進。
- ◎パートタイム労働者に対する社会保険適用の拡大。
- ◎正社員以外の方々のジョブ・カード活用による正社員転換支援。

(3) 適正な雇用関係の構築

- ◎労働契約の基本的ルールを明確化する労働契約法の内容について、中小企業への浸透に重点を置いて周知を徹底。
- ◎改正最低賃金法の適切な施行、各種広報媒体の活用による労使をはじめ国民に対する最低賃金額等の周知・徹底。

地域における雇用機会の確保と中小企業支援の充実

(1) 地域雇用対策の充実

- ◎都道府県が就業支援に取り組む場合に国と都道府県が共同で行う「ふるさとハローワーク推進事業(仮称)」の創設。
- ◎雇用失業情勢が厳しい地域において、地域の創意工夫を活かした創業や、雇用創出に貢献する事業に対する支援を強化。

(2) 人材面からの中小企業支援

- ◎生産性の向上に向けて人材確保等に取り組む中小企業等の支援。
- ◎産官共同による「ものづくり人材」の育成に向けた取組を強化。

(3) 介護人材の確保・定着

- ◎ハローワーク等におけるマッチング機能の強化及び雇用管理改善を実施する事業所に対する支援の実施。

仕事と生活の調和の実現

(1) 就労による経済的自立

- ◎「フリーター等正規雇用化プラン(仮称)」の推進(再掲) など

(2) 健康で豊かな生活のための時間の確保

① 労働時間等の見直しに向けた取組の促進

- ◎「仕事と生活の調和憲章」等の趣旨を盛り込んだ改正後の「労働時間等見直しガイドライン」の周知・啓発。
- ◎仕事と生活の調和実現に向けた業種・地域等の取組の促進。
- ◎長時間労働抑制のための重点的な監督指導等の実施。

② 企業におけるメンタルヘルス対策の支援

- ◎メンタル不調者の発生防止や早期発見・早期治療、休業した労働者の職場復帰支援に至るまで一貫した取組を充実・強化。

③ 長期の教育訓練休暇を含むキャリア形成の取組への支援

- ◎長期の教育訓練休暇の付与や、自発的能力開発のための時間を確保する制度を導入する企業に対する支援制度の創設。
- ◎企業が行うキャリア形成の取組の診断サービスの提供、その結果を踏まえたキャリア形成支援制度導入企業への支援。

(3) 多様な働き方・生き方の選択

- ◎短時間正社員制度の導入促進。
- ◎在宅勤務ガイドラインの見直し等による適正な労働条件下でのテレワークの普及促進。
- ◎在宅就業を良好な就業環境の下で実施するための検討。

「働く人を大切にする社会」を実現するための基盤整備

(1) 情報提供機能の強化

- ◎HPの活用など、労働関係法令等に関する情報提供機能を強化。

(2) ワンストップ相談体制の整備

- ◎総合労働相談コーナーにおいて、労働問題に関するあらゆる分野の相談にワンストップで対応。
各種雇用関連助成金の相談に総合的に対応。

(3) 労働関係法令の遵守に向けた指導監督の徹底と、働くことに関する教育の充実

(4) 生活者の視点に立った政策立案

- ◎労働施策の具体化に当たっては、生活者重視の政策立案を行う観点からも、公労使三者構成の労働政策審議会での審議が重要。